



第86号

森商工会議所だより

発行者

森商工会議所

会頭伊藤新吉

電話 2-2432

☆トレンド通信☆

『釣った魚でお土産が買える』

観光客向け新サービス

伊豆半島の西にある静岡県西伊豆町が観光客の誘致を狙って9月から面白いサービスを始めます。観光客が釣った魚をまちが買い上げて地域通貨で支払い、それを利用して町内でお土産が買えたり食事ができたり、コンビニで買い物もできるというものです。

まず、ファミリーや個人の観光客は指定された釣り船を利用して釣りをします。もちろん自分で食べるために持ち帰ってもいいのですが、食べきれない釣果は指定の市場へ持って行くと魚の種類や量に応じた金額で買い取ってもらえます。鮮度を保つための処理は釣り船のスタッフが船上で行なってくれるため、品質について観光客は心配しなくてもいい仕組みです。魚を指定の料理店や居酒屋に持ち込んで料理してもらいうこともでき、その飲食の支払いも、釣った魚と交換した地域通貨が使えます。

まちが買い上げて観光客に支払うのは、町内だけで通用するデジタルの地域通貨「サンセットコイン」(単位はユービ)。マイナポイント普及の事業と連携したもので、コロナ禍の消費喚起策として全町民にも1万円相当分配られており、今回の釣果買い取りサービスの「ツッテ西伊豆」はこの仕組みを利

用しています。

こうした観光客の釣果を買い取るサービスを導入したのは、熱海市で魚市場と観光協会が連動し、市場で使えるクーポンに換えることができる「ツッテ熱海」に次いで2例目です。西伊豆では行政が動いたことで、利用範囲も町内のほとんどの商業施設が参加する規模となりました。熱海では観光客誘致が目的でしたが、西伊豆ではさらに進めて、後継者不足に悩む漁業従事者の代わりに観光客に働いてもらうという狙いもありました。海の資源を町内の経済ベースに乗せる役割を観光客に担ってもらう仕組みと捉えています。

観光客からすれば、さおやリールなどの道具も釣り船で貸してもらえ、釣った魚を処理したり持ち帰ったりする面倒なことから解放されます。さらに飲食やお土産を買うためにも頑張ります。観光客と西伊豆町のコンタクト・ポイントは、釣り船、飲食店、商業施設と増え、さらに残ったポイントを使うために再度訪れることも期待できます。

この事例には地方のサービス商品開発を考える上で参考になるポイントがいくつもあると思います。まず釣り客というターゲットをカジュアルな層(手ぶらでOK)まで広く捉え、彼らが参加したくなるような動機付け(お得感)を設定し、嫌われる点を解決(魚の処理や料理の代行)しています。例えば、農業や林業、ものづくりなどさまざまな分野で、同じように観光客を巻き込んだ地域活性化策がつけられるのではないのでしょうか。小さく始めて大きく育てることもできる面白いモデルだと思います。

令和2年度の最低賃金額は前年度と同様です!

「必ずチェック 最低賃金! 使用者も、労働者も」

北海道最低賃金

最低賃金額 時間額 **861** 円

効力発生日 令和元年 10月3日

厚生労働省 北海道労働局
労働基準監督署(支署)

令和2年度第3期分

会費納入のお願い

10月は、当商工会議所の会費納入月となっております。

会費の納入はお手数ですがお振込または事務所までご持参下さいませ
様お願い致します。

納付期限 **11月6日(金)**

第157回 簿記検定試験 1級 追加実施!!

(2021年2月28日施行)

本年6月施行の第155回検定については、新型コロナウイルス感染症の拡大等により、同検定創設以来初の中止となり、多くの学習者が受験機会を喪失することとなりました。

特に1級試験は、合格者に対し税理士試験の受験資格が付与され、公認会計士や税理士など国家資格への登竜門となっているため、年間2回の受験機会を提供することが重要であると考え、第156回(2020年11月15日)に加えて、2021年2月28日施行の第157回試験において、当初より施行予定である2級・3級とあわせて1級試験を実施いたします。

なお、新型コロナウイルス感染症対策(ソーシャルディスタンスの確保)のため、午前[1級と3級]・午後[2級]ともに最大15名までの受付となります(先着順)。

開催数	級	施行日	試験時間	受付期間	定員	合否発表	受験料
第157回	1級	2021年2月28日 (第4日曜日)	午前9時~	2021年1月14日(木) ~ 2月1日(月)	午前[1級・3級] 15名	2021年4月20日(火)	1級 7,850 円
	2級		午後1時30分~			2021年3月16日(火)	2級 4,720 円
	3級		午前9時~		午後[2級] 15名		3級 2,850 円

11月は、労働保険適用促進強化月間です!

事業主の皆さん。労働保険の加入はお済みですか。

労働保険に加入して、従業員の方々が安心して働ける職場にしましょう。

労働保険とは、労災保険と雇用保険の総称で、労働者の生活の安定、福祉の増進等を図ることを目的に、国が直接管理運営している保険です。農林水産業の一部を除き、労働者を一人でも雇用する事業については、法人・個人を問わず加入が義務づけられています。

[お問い合わせ先]

厚生労働省北海道労働局総務部労働保険徴収課：TEL 011-709-2311

函館労働基準監督署：TEL 0138-26-0735

ハローワーク函館：TEL 0138-87-7605